

○まちづくり市民講座ゆめみらい実施要綱

平成14年4月19日

告示第49号

改正 平成16年3月31日告示第50号

平成18年9月29日告示第109号

平成23年3月29日告示第39号

平成25年4月1日告示第82—6号

令和4年3月14日告示第57号

(目的)

第1条 この要綱は、市民等が構成する団体からの要請に基づき、団体が主催する研修会、研究会、勉強会、その他の集会(以下「研修会等」という。)に市職員(特別職を含む。)を講師として派遣し、職員の専門的知識を生かしたまちづくり市民講座ゆめみらい(以下「ゆめみらい」という。)を行うことにより、市民の市政に対する理解を深めるとともに、学習機会の拡大と意識啓発を図り、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(座長)

第2条 ゆめみらいの長(以下「座長」という。)は、石垣市長が務めるものとする。

(団体の要件)

第3条 市民で構成する団体の要件は、市政の現状又は職員の有する専門知識若しくは技能を学習及び習得することを目的に構成された10人以上の市民団体(以下「学習団体」という。)とする。この場合において、学習団体の構成員は小学生以上とする。

(講座の内容)

第4条 ゆめみらいの講座内容は、座長が毎年度別に定めるものとする。

2 座長は、学習団体より前項に定めた講座内容以外について要望があった場合は、関係課に実施の可否を確認し、可能な限り要望に沿うように努めるものとする。

(開催日時等)

第5条 ゆめみらいの開催日は、石垣市職員の休日及び休暇に関する条例(昭和47年石垣市条例第63号)に規定する市の休日を除いた日とする。

2 ゆめみらいの開催時間は、午前9時から午後9時までの間で1講座2時間以内とする。ただし、特に必要と認められた場合は、1時間を限度に延長することができる。その場合も時間内の開催を基本とする。

3 ゆめみらいは、1団体につき1日2講座までとする。ただし、特に必要と認められた場合は1

講座を限度に追加することができる。

(開催場所及び当日の運営)

第6条 ゆめみらいは、市内で開催することとし、その会場については、学習団体が確保するものとする。

2 受講当日の運営及び進行は、学習団体において行うことを原則とする。

(受講の申請)

第7条 ゆめみらいの開催を希望する学習団体の代表者(以下「代表者」という。)は、原則として研修会等の開催予定日から60日前までに、やむを得ない事由がある場合においても15日前までにまちづくり市民講座ゆめみらい受講申込書(様式第1号)を座長に提出するものとする。

(講師の派遣)

第8条 座長は、前条の申込みを受けたときは、内容、日時等について当該ゆめみらいの講師を担当する職員が所属する課(以下「担当課」という。)と調整の上、講師を派遣するまちづくり市民講座ゆめみらい講師派遣(承認・不承認)決定通知書(様式第2号)により代表者に通知するものとする。

2 座長は、講師を派遣する場合において、特に必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(派遣の制限)

第9条 座長は、当該研修会等が次の各号のいずれかに該当するときは、講師を派遣しないことができる。

- (1) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。
- (3) 専ら批判や苦情処理、個別相談等を目的としているとき。
- (4) この要綱の目的に反していると認めるとき。
- (5) 申請の内容に虚偽があったとき。

2 座長は、前条第1項の規定により、受託の決定をした後においても、研修会等が前項の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ゆめみらいの受託の決定を取り消すことができる。

(開催日程の変更又は取消し)

第10条 座長は、不測の事態の発生により職員をゆめみらいの講師として派遣することが困難になったときは、代表者と協議の上、受講日等を変更し、又は取り消すことができる。

2 代表者は、第7条の規定による申込書に記載した内容に変更が生じたとき、又は受講を中止しようとするときは、まちづくり市民講座ゆめみらい開催(変更・中止)届(様式第3号)を座長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(変更等決定通知)

第11条 座長は、前条2項の規定による変更又は取消しを決定したときは、速やかにまちづくり市民講座ゆめみらい開催(変更・取消し)通知書(様式第4号)により、代表者に通知するものとする。

(講師料及び費用負担)

第12条 ゆめみらいに派遣する職員の講師料については無料とする。

2 職員を講師として派遣するために要する費用(資料の作成含む。)は、市が負担する。

3 次に掲げる費用については、学習団体の負担とする。

(1) 会場となる施設借上料(備品使用料を含む。)

(2) 講座開催に必要な原材料購入費

(3) 有償の資料に係る費用

4 市は、第9条及び第10条の規定による変更又は取消しの決定を行った場合、学習団体が前項に掲げる費用の一部又は全部を既に支出済みであっても、その責は負わないものとする。

(職員の責務)

第13条 市職員(特別職を含む。)は、この要綱の目的達成のため、最大限の配慮をしなければならない。

(講師派遣に係る事務)

第14条 講師派遣に係る事務は、各講座内容を分掌する担当課が行うものとする。

(庶務)

第15条 ゆめみらいに関する庶務(申請書の受付、調整、決定、変更及び取消しに係る事務)は、当分の間、企画部DX課で処理する。

(平16告示50・平23告示39・平25告示82—6・令4告示57・一部改正)

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、ゆめみらいの実施に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月19日から施行する。

附 則(平成16年告示第50号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年告示第109号)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第39号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第82—6号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第57号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

まちづくり市民講座ゆめみらい受講申込書

年 月 日

石垣市長 様

団体名
代表者 住 所
氏 名
連絡先

まちづくり市民講座ゆめみらいの受講を次のとおり申し込みます。

希 望 講 座 名	※原則2講座以内
希 望 日 時 (希 望 順)	1 年 月 日() 時 分～ 時 分 2 年 月 日() 時 分～ 時 分 3 年 月 日() 時 分～ 時 分 ※原則2時間以内
開 催 場 所 (石 垣 市 内)	場 所 : ----- 連絡先 :
参 加 人 数 (10 人 以 上)	人
目的又は催し等 の 名 称	
備 考 (要 望 等)	

様式第2号(第8条関係)

まちづくり市民講座ゆめみらい講師派遣(承認・不承認)決定通知書

年 月 日

団体名

代表者 様

石垣市長

印

年 月 日付けで申込みのあったまちづくり市民講座ゆめみらい受講については、次のとおり決定したので通知します。

決定内容及び 条 件	承認・不承認とする。
講 座 名	
日 時	年 月 日() 時 分 ~ 時 分
開 催 場 所	
派 遣 職 員	所 属 職 名 氏 名 連 絡 先
承認しない 場合の理由	

様式第3号(第10条関係)

まちづくり市民講座ゆめみらい開催(変更・中止)届

年 月 日

石垣市長 様

団体名
代表者 住 所
氏 名
連絡先

年 月 日付で通知がありましたまちづくり市民講座ゆめみらいについて、次により(変更・中止)したいので届出します。

変更・中止する講座名	
変更・中止する理由	
変更内容	※該当項目を○で囲む 時間 場所 目的 その他
変更前	
変更後	

様式第4号(第11条関係)

まちづくり市民講座ゆめみらい開催(変更・取消し)通知書

年 月 日

団体名

代表者 様

石垣市長

印

年 月 日付で申込みのあったまちづくり市民講座ゆめみらいの開催については、次のとおり(変更・取消し)決定したので通知します。

講 座 名	
開 催 日 時	年 月 日() 時 分 ~ 時 分
開 催 場 所	
変 更 ・ 取 消 し の 内 容	
備 考 (理 由 等)	

様式第1号(第7条関係)

(平18告示109・一部改正)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第10条関係)

(平18告示109・一部改正)

様式第4号(第11条関係)